

ノートパソコンレンタル規約

高梁市は、地域人材育成事業「Webデザイナー養成講座」(以下「育成講座」という。)を開講するにあたり、ノートパソコンを必要とされる受講生の方に使用貸借します。使用貸借するにあたり以下のとおりノートパソコンレンタル規約(以下「本規約」という。)を規定します。

第1条(契約の成立)

育成講座に申し込みをして受講生となった方(以下「甲」という。)は、本規約をご確認いただき、内容の全部について同意された場合に、高梁市(以下「乙」という。)にパソコンの使用貸借の申し込みをお願いします。なお、甲が乙に申込書の差し入れを行い、ノートパソコンを乙が甲に渡した時に甲と乙との間に使用貸借契約が成立し、この契約期間は受講期間と同一とします。

第2条(使用申込)

使用申込は、育成講座に申し込みを行い、受講料の支払いが完了し、受講生である方を対象とします。

使用申込の際は、乙が別に提示する申込書に甲本人の正確な情報を記載してください。甲は、記載した情報が変更になった場合、速やかにその旨を乙に通知するものとします。

第3条(レンタル用パソコン)

乙は甲に育成講座で使用する機能を備えた乙が所有するノートパソコンを無償で貸借します。なお、乙は、育成講座の運営を委託しているカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社(以下「丙」という。)にノートパソコンの管理及び保管を委託します。

第4条(レンタル期間)

ノートパソコンの使用期間は、育成講座の受講期間と同一です。

- 2 前項の規定にかかわらず、ノートパソコンを使用できるのは、高梁市図書館(以下「図書館」という。)の開館時間です。
- 3 ノートパソコンは、貸借契約が有効に成立した後であっても甲が受講料を期限内に支払わない場合は契約期間中においてもノートパソコンの使用はできなくなります。ただし、受講料の支払いがされた時よりノートパソコンを貸借します。乙及び丙は、甲のノートパソコンの使用に制限がかかっていた

ことによる損害は一切負わないものとします。

第5条（ノートパソコンの引渡しなど）

乙は甲にノートパソコンを貸借する業務を丙に委託し、ノートパソコンは、蔦屋書店高梁市図書館店にて丙から甲に引渡します。なお、貸借するノートパソコンは、図書館から持ち出すことはできず、図書館内のみで使用できます。

2 甲は、図書館から外に出る場合は、その都度、ノートパソコンを丙に返却し、その保管を依頼するものとします。

第6条（担保責任）

乙はノートパソコンの委託時においてノートパソコンが正常な性能を備えていることを確認するものとします。確認した後に乙は丙に確認結果を通知するものとします。

2 甲が丙に対してノートパソコンの引渡日にノートパソコンの性能の欠陥を申し出なかったときは、物件は正常な状態を備えて引き渡されたものとします。

3 甲の責任によらないで生じた性能の欠陥によりノートパソコンが正常に作動しない場合には、乙はノートパソコンを修理または取替えます。

第7条（ノートパソコンの保管、使用、維持）

甲は、ノートパソコンの保管及び使用にあたり、細心の注意を払って取り扱い、ノートパソコンの保管、使用及び維持に要する消耗品代その他の費用を負担します。

2 甲は、貸借されたノートパソコンの改造及び加工等（シールの貼付を含む。）をしないこととし、第三者貸与または譲渡などを行わないものとします。

3 ノートパソコンの保管もしくは使用によって第三者に与えた損害については、甲が責任を負うものとします。

4 甲は、ノートパソコンを譲渡、担保権を設定する等、乙の権利を侵害する一切の行為を行わないものとします。

5 甲は、乙がノートパソコンに貼付した標識、ラベルなどがある場合は剥いたり、汚損しないものとします。

第8条（ソフトウェアの複製等の禁止）

ノートパソコンにソフトウェアが含まれる場合、甲に対してそのソフトウェアに関して次の行為を禁止します。

- (1) ソフトウェアの全部または一部を第三者に譲渡もしくはその再使用権を設定し、または第三者に複製、使用させること。
 - (2) ソフトウェアの全部または一部を複製すること。
 - (3) ソフトウェアを変更または改作すること。
- 2 甲は、乙または丙からソフトウェア機密保持のために必要な措置を求められたときはこれに従うものとします。
 - 3 甲は、ソフトウェアの保管または使用に起因して損害が発生した場合には、一切の賠償責任を負います。
 - 4 甲は、乙または丙（丙の委託者を含む。）の書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）による許可なくノートパソコンにソフトウェア等をインストールすることはできないものとします。

第9条（ノートパソコンの滅失、毀損）

甲が、ノートパソコンを滅失（修理不能または所有権の侵害を含む。）、毀損（所有権の侵害を含む。）した場合等、乙は甲に対して代替のノートパソコン購入費またはノートパソコンの修理代等を請求することができます。

第10条（保険）

丙はノートパソコンに対する動産総合保険契約を締結し、本契約の存続期間中これを継続する場合があります。

2 丙が保険加入している場合、保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を丙に通知し、かつ丙の保険金受け取りに必要な協力をするものとします。

第11条（解約申し入れ）

甲は、受講期間中においても、甲の書面による申し出により、使用貸借契約を解約することができます。

第12条（契約の解除）

甲が次の各号の一にでも該当した場合には、乙は催告、通知なく使用貸借契約を解除することができます。

- (1) 育成講座の受講資格を失ったとき。
- (2) 法令、条例、公序良俗、社会規範に反する行為等を行ったとき。
- (3) ノートパソコンの使用に関し、乙、丙または第三者に迷惑行為を行ったとき。
- (4) 乙と信頼関係が維持できなくなったとき。

- (5) 故意または重大な過失により、ノートパソコンに修理不能な損害を与えまたは滅失したとき。
- (6) 第14条の規定に基づく表明、確約に関して違反または虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (7) その他本規約の各条項に一つでも違反したとき。

第13条（契約の終了）

この契約が期間満了により終了しまつたはその他の事由により契約が解除されたときは、丙の指定する場所へノートパソコンを直ちに返還するものとします。その場合、残存したデータの漏洩らにより、甲及び第三者に損害が発生した場合、乙及び丙は一切の責任を負わないものとします。

- 2 丙はノートパソコンが返還された際には、その状態を確認し、残存するデータをすべて消去します。データの消去に関して丙は、甲に対して何ら責任を負わないものとします。
- 3 前項の場合において、甲の責によりノートパソコンを返還せず（滅失を含む。）、または毀損したノートパソコンを返還したときは、丙は乙に報告し、乙は甲に対して損害賠償請求する場合があります。

第14条（反社会勢力の排除）

甲は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、確約します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
 - (2) 暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者
 - (3) 自己または第三者の不正利益目的や第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を使用していると認められる関係にある者
 - (4) 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係者
- 2 甲は、自らまたは第三者を使用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的または法的な責任を越えた不当な要求行為
 - (2) 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為

(3) その他前各号に準ずる行為

- 3 甲が前2項に違反したときは、第12条に該当するものとし、乙は、催告、通知も行わず契約を直ちに解除することができる。これにより甲が損害を生じた場合にも、乙は何らの責任も負担しないものとします。

第15条（個人情報）

乙は、甲が提供した個人情報の取り扱いについては、高梁市情報公開及び個人情報保護に関する条例の規定に則り取得及び管理等を行います。

2 取得使用する個人情報の項目は、申込書に記載した情報とし、個人情報の使用目的は次の各号のとおりとします。

- (1) 育成講座に関して使用するノートパソコンの管理、保管のため
- (2) 甲がノートパソコンを返還しない場合等に連絡を行うため
- (3) 甲がノートパソコンを破損した場合等で必要事務連絡を行うため
- (4) 個人を特定できないようにデータを加工したうえで育成講座の統計データを作成、使用、解析または分析、開示、提供および資料を作成するため

3 申込書に記載された個人情報は、法令、条例、規則等により開示をする場合を除き、甲の同意なしに第三者に開示することはありません。

4 ノートパソコンの管理、運営等に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があります。

第16条（不可抗力）

天災地変、戦争、内乱、パンデミック、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他乙の責に帰することのできない事由により育成講座の全部または一部が中止された場合による履行不能については、乙は何らの責をも負担しないものとします。

2 前項の場合、乙は甲に対し通知のうえ、何らの補償をすることなく本契約の全部または一部を変更または解除することができます。

第17条（合意管轄）

この契約についてのすべての紛争に関する管轄裁判所は、乙所在地を管轄する裁判所とします。

第18条（協議）

甲及び乙は、本規約に定めのない事項、または疑義を生じた事項については、

双方が誠意をもって協議し解決にあたるものとします。